

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：技術審査職員の任命様式の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(技術審査職員)</p> <p>第8条 契約担当役は、国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年4月1日制定。以下「取扱規則」という。）第3条第4項に基づき技術審査を行う職員（以下「技術審査職員」という。）を<u>任命する</u>ものとする。</p> <p><u>2 前項の任命は、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面（別紙様式2）を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>3 契約担当役が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員を委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 技術審査職員は、複数発令するものとする。</u></p> <p><u>5 技術審査職員と仕様策定委員との重任は、可能な限り避けるものとする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式2</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>(役職)</u> <u>〇〇 〇〇 殿</u></p> <p style="text-align: right;">国立大学法人東京学芸大学契約担当役 〇〇 〇〇 <u>(公印省略)</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(技術審査職員)</p> <p>第8条 契約担当役は、国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年4月1日制定。以下「取扱規則」という。）第3条第4項に基づき技術審査を行う職員（以下「技術審査職員」という。）を<u>命ずる</u>ものとする。<u>この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面（別紙様式2）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 契約担当役が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員を委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他大学等の長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>3 技術審査職員は、複数発令するものとする。</u></p> <p><u>4 技術審査職員と仕様策定委員との重任は、可能な限り避けるものとする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式2</p> <p style="text-align: center;"><u>技術審査職員の任命について</u></p> <p><u>1. あなたは、次のとおり国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則第3条第4項に基づく技術審査職員として次の2の「事務の範囲及び期間」欄に掲げる事務を処理することを命じます。</u></p> <p><u>2. 契約担当役の補助者とする者の所属、職、氏名、事務の範囲及び期間</u></p>

技術審査職員の任命について

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則第3条第4項の規定に基づき、下記のとおり技術審査職員に任命します。

記

1. 事務の範囲

〇〇〇〇の調達に関する技術審査

2. 期間

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

3. 遵守事項

- (1) 技術審査に当たっては、国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項第9条の規定を遵守すること。
- (2) 技術審査職員としての義務及び責任は、国立大学法人東京学芸大学会計職員等の責任に関する規則に規定するところによる。

[省略]

附 則

この要項は、令和3年10月28日から施行する。

<u>補助者とする職名・氏名</u>	<u>確認印</u>	<u>事務の範囲及び期間</u>
		<u>(事務の範囲)</u> <u>〇〇〇〇一式の調達に際して、</u> <u>応札業者より提出された提案書</u> <u>の技術評価及び技術審査に關</u> <u>すること。</u>  <u>(期 間)</u> <u>年 月 日 から</u> <u>年 月 日 まで</u>

3. あなたの技術審査職員としての義務及び責任は、国立大学法人東京学芸大学会計職員等の責任に関する規則に規定するところによります。

4. あなたは、これらのことを確認のうえ捺印してください。

年 月 日

契約担当役

国立大学法人東京学芸大学事務局長

〇 〇 〇 〇

[省略]